（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二（見出しを含む。）中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改める。

別表第一の一の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の十四の項を削り、同表の十五の項中「第十七条第五号」を「第十六条第五号」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十六の項中「第十八条第六号」を「第十七条第六号」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表中十七の項を十六の項とし、十八の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　次に掲げる政令の規定中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十四　国立健康危機管理研究機構

第三十条に次の一号を加える。

三十三　国立健康危機管理研究機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十一条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十三　国立健康危機管理研究機構

（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令の一部改正）

第三十二条　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十四条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第四号を次のように改める。

四　国立健康危機管理研究機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三十五条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）

（雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第三十六条　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十八条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第十項第一号中「次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）」を「特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国立健康危機管理研究機構

第二十七条の四第二十四項第一号中「次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）」を「特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国立健康危機管理研究機構

第四十条の三第二号中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、自動車安全運転センター」に改める。

第四十条の四の三第六項第四号中「、独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大学校法」に改め、「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設」を削り、同項に次の一号を加える。

六　国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）に規定する国立健康危機管理研究機構の施設

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第三十九条　次に掲げる政令の規定中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、自動車安全運転センター」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第二号

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第二号

（消費税法施行令の一部改正）

第四十条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「、独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大学校法」に改め、「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設」を削り、同条に次の一号を加える。

三　国立健康危機管理研究機構の施設